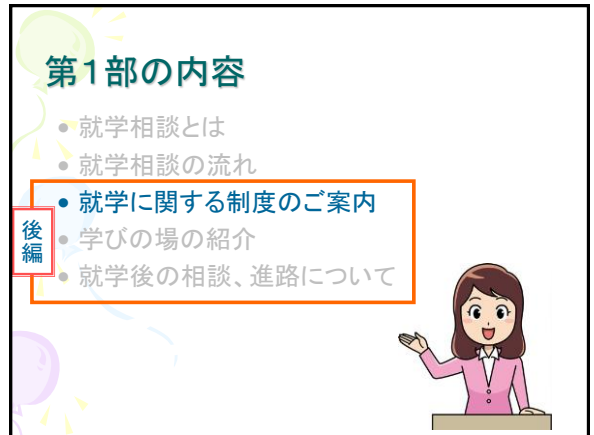
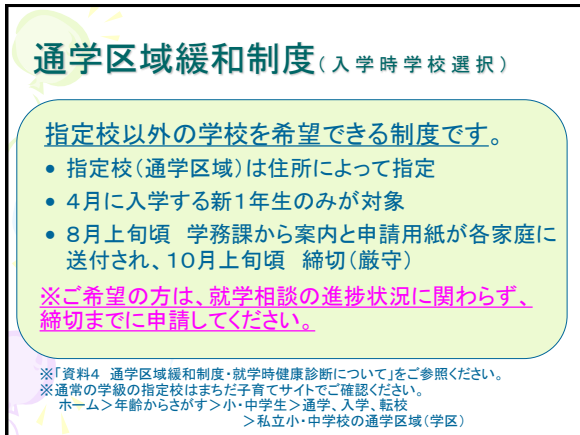




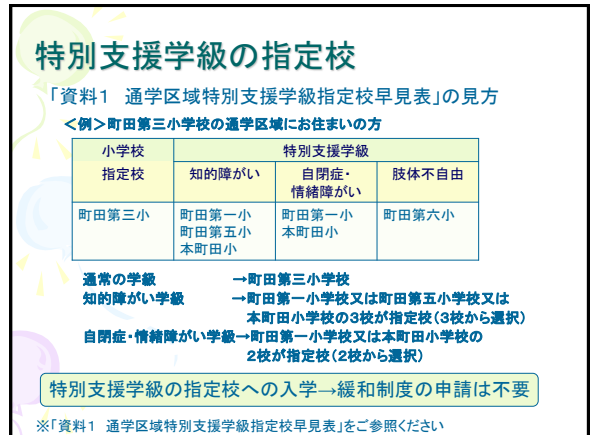
1



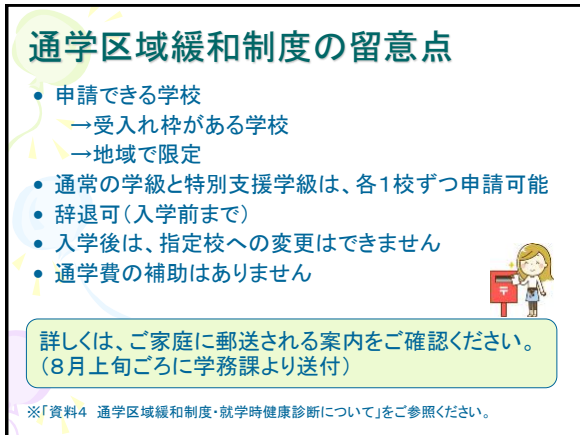
2



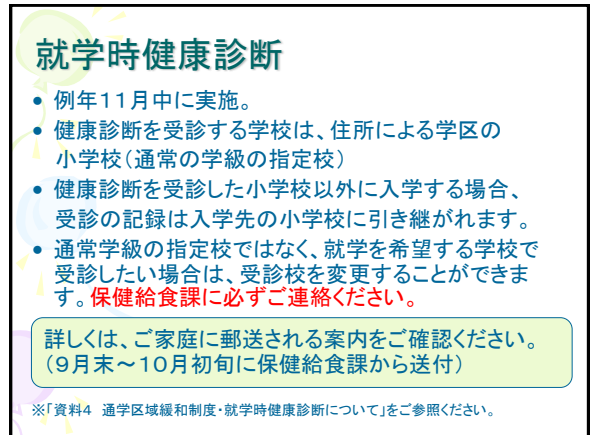
3



4



5



6

切れ目のない支援のために

お子さんや保護者方の希望、願いを踏まえて、資料を作成し、引き継いでいきます。

就学支援シート → 学校生活支援シート

幼稚園 保育園 等 → 小学校 → 中学校

作成と活用は、保護者の方と共に考え、進めていきます。

7

就学支援シート

- お子さんの情報を就学相談によらず、小学校に引き継ぐための資料です。
- **就学相談を受ける、受けないにかかわらず、希望する方が作成できます。**
- お子さんの様子や、幼稚園・保育園、療育機関や家庭で大切にしてきたこと、小学校に引き継ぎたいことを記入します。
- 保護者・幼稚園・保育園、療育機関が連携しながら、作成します。
- 11月頃に幼稚園・保育園から配布、1月までに作成。

8

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

- 本人や保護者の希望・願いを踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携し、お子さんを支援していくための資料です。
- 小学校入学から中学校卒業までの学齢期の間を引き継ぎます。
- 作成と活用は、保護者の了解を得て、就学支援シート等も参考に、学校と共に考えて、進めていきます。
- 特別支援学級に在籍、又は通級指導(サポートルームを含む)をうけるお子さんは、全員作成し、活用していきます。

9

第1部の内容

- 就学相談とは
- 就学相談の流れ
- 就学に関する制度のご案内
- **学びの場の紹介**
- 就学後の相談、進路について

10

通常の学級以外に、次のような場があります

	①	②	③
学びの場	通常の学級と併せて 通級指導学級	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(聴覚) ことばの教室 (言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

11

①通級指導学級とは

- 通常の学級に在籍、通常の学級での学習におおむね参加できる児童が対象
- それぞれの特性にあわせて週1~2回程度の個別指導又は小集団指導
- 指導時間は1回あたり1~2時間程度
- 指導担当教員が児童の在籍の小学校へ訪問して行います。

12

通級指導学級の留意点

- 指導の曜日・時間は指導校が決定します
- 通常の授業を抜けた分の補習はありません
- 特別支援学級の児童は対象となりません
- 複数の種別の通級指導学級の併用不可
- 就学相談において、検討結果が通級指導学級となった場合のみ、入級することができます

13

②特別支援学級とは

- 通常の学級の集団一斉学習への参加が難しく、特別な支援を必要な児童生徒が対象
- それぞれの状態や特性に応じて、よりきめ細かな教育を行います。
- 1学級あたり最大8名

特別支援学級も住所によって通学区域の指定があります

14

③特別支援学校とは

- 「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」(学校教育法第72条より)
- 学校生活上の特別な援助や配慮が必要なお子さんに対し、よりきめ細やかな教育を行います。

15

③特別支援学校とは

- <都立町田の丘学園>
 - 知的障害教育部門(相原町、小山町、小山ヶ丘以外の地域)
 - 肢体不自由教育部門(町田市内全域)
- <都立八王子西特別支援学校>
 - 知的障害教育部門(相原町、小山町、小山ヶ丘)
- <その他> 盲学校、ろう学校 等

都立学校であるため、町田市の就学相談後に、東京都教育委員会による就学相談を経て入学となります。

16

副籍制度について

特別支援学校在籍のお子さんが、お住まいの地域の公立小・中学校との交流を通じて地域とのつながりを図る制度です。

※指定校の通常の学級に副次的な籍を置き、「副籍」と呼びます。

指定校(交流) ↔ お便りの交換 授業・行事参加 ↔ 特別支援学校(在籍校)

副籍

※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください。

17

副籍制度の留意点

- 特別支援学校に在籍する全児童・生徒が対象
- 交流の内容は保護者の希望をもとに、在籍校・地域指定校との間で相談し決定
- 住所による地域指定校の通常の学級との交流
- 直接交流を行う際は、保護者の付き添いが必要
- 学校便り

※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください。

18

第1部の内容

- 就学相談とは
- 就学相談の流れ
- 就学に関する制度のご案内
- 学びの場の紹介
- 就学後の相談、進路について

後編

19

通級の退級、転籍、転学

→在籍する学校へご相談ください。

※通級は目標を達成すると退級

20

中学校への進学

通級指導学級の利用や特別支援学級・特別支援学校への入学は進学相談を受ける必要があります。

→在籍する小学校へご相談ください。

進学相談会

21

義務教育以降の進路

- 中学校(義務教育)卒業以降
 - 高等学校
 - 高等学校 定時制
 - 高等学校 通信制
 - 専修学校 各種学校
 - 特別支援学校 高等部 (普通科)
 - 特別支援学校 高等部 (就業技術科、職能開発科)
- 町田市立中学校特別支援学級 卒業生進路状況

年度	都立特別支援学校 (普通科)	都立特別支援学校 (就業技術科、職能開発科)	都立高等学校	私立 (高校、専修、各種学校)	その他	合計
2018	34	19	3	15	2	73
2019	20	19	2	28	2	71
2020	25	20	2	28	1	76
2021	20	22	5	30	2	79
2022	30	18	6	28	3	85

22

特別支援学校に就学した場合

- 小学部～高等部にかけて
- 特別支援学校での内部進学 (相原町、小山町、小山ヶ丘にお住まいの場合、高等部普通科は南多摩地区特別支援学校(仮称)が指定校)
- 状況や課題の変化による特別支援学級への転籍
- 高等部卒業後の進路 多くの生徒が就労を目指します。

23

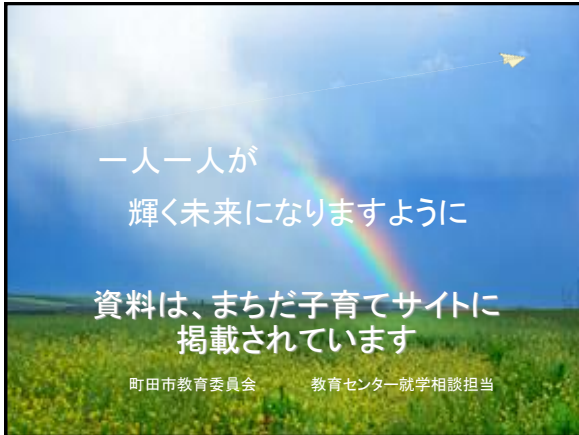
特別支援教育の目標

すべてのお子さんの

自立

社会参加

24



25